８消安第4077号
令和８年10月８日

各都道府県知事（別記参照）　殿

農林水産省消費・安全局長

野生イノシシにおける豚熱、アフリカ豚熱対策の周知徹底等について（依頼）

日頃から家畜衛生対策の推進について御協力賜り、感謝申し上げます。

野生イノシシにおける豚熱感染につきましては、各都道府県で、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、情報発信等の対策に御尽力いただいているところです。しかしながら、北海道や沖縄県などの一部地域を除く全国各地で野生イノシシにおける豚熱感染事例が継続的に確認されており、依然として、感染イノシシが飼養豚への豚熱感染リスクとなっている状況です。

また、アフリカ豚熱については、幸いまだ我が国での発生は確認されておりませんが、近隣諸国を含めて世界的に発生は継続しており、いつ侵入してもおかしくないという状況です。本年５月に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が成立し、水際検疫がさらに強化されたところであり、引き続き侵入防止に全力で取り組んでまいりますが、万が一野生イノシシに侵入した際には、早期に検出し、まん延する前に封じ込めることが非常に重要となります。

今後、秋の行楽シーズンを迎え山林等において活動する人が増える時期になるとともに、今期の狩猟解禁日も近づいています。野生イノシシにおいては、豚熱やアフリカ豚熱のウイルスが直接イノシシ間で感染するだけでなく、ウイルスが人や物を介して運搬され感染が発生、拡大する場合もあります。

つきましては、人や物を介した感染発生や拡大を防止するため、下記の内容について、改めて関係各所に周知徹底していただきますようお願いいたします。

また、野生イノシシでの豚熱感染の増加は、環境中の豚熱ウイルス濃度を高め、周辺の飼養豚での豚熱感染リスクを増大させます。併せて、近隣で野生イノシシの感染率の上昇が見られる地域の農場に対して、飼養衛生管理基準遵守の再徹底について、特に御指導方よろしくお願いします。

記

1　豚熱感染拡大防止対策、アフリカ豚熱の侵入防止対策の周知徹底について

（1）　登山者、キャンパーなど、山林内で活動・作業する者だけでなく、広く都道府県民全体に向けて、農林水産省のホームページ上で公表しているチラシ（別添1）「家畜衛生ポスターデザインコンテスト」受賞作品（「令和6年度家畜衛生ポスターデザインコンテスト」の受賞作品の決定について：農林水産省、令和7年度「家畜衛生ポスターデザインコンテスト」の結果について：農林水産省）を活用すること等により、豚熱感染拡大防止対策、アフリカ豚熱の侵入防止対策を周知・徹底する。

（2）　サーベイランスや豚熱経口ワクチン散布を含む対策の実施状況を、都道府県だけでなく市町村等からも広く情報発信し、対策の重要性、必要性の認知度向上に努める。

2　狩猟・捕獲等に当たっての衛生対策の徹底について

（1）　今年度の狩猟期の開始に当たって、狩猟者に対して、別添２の資料等を活用し、狩猟の実施に当たり、捕獲・狩猟した野生イノシシ及びその残さ、それらと接触した物品等を持ち帰り放置しない等の衛生対策を実施することについて改めて周知し、狩猟による感染拡大リスクの低減に努める。また、市町村との連携により、有害鳥獣捕獲においても同様の衛生対策を実施するよう周知に努める。

（2）　狩猟や捕獲等の実施に当たり、豚熱感染確認区域とそれ以外の区域を行き来することは可能な限り自粛し、もしやむを得ず行き来する場合には、特に衛生対策を徹底することについて、関係者への協力を要請する。

（3）　野生イノシシ以外の獣種の狩猟や捕獲等に従事する者に対しても、野生イノシシの生息が確認されている山林等で作業を行った際には靴や車両のタイヤ、猟具を洗浄・消毒する等、豚熱対策への協力を呼びかける。

3　近隣で野生イノシシの感染率の上昇がみられる地域等の農場に対する飼養衛生管理基準遵守の再徹底

野生イノシシにおけるサーベイランスの結果を踏まえ、特に野生イノシシでの豚熱感染率の上昇がみられる地域やその周辺地域の養豚場に対して以下の事項を徹底する。

（1）　豚等の所有者、飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。

（2）　豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。

①　家畜の飼養管理に必要のない人、車両等の農場への出入りの制限

②　農場へ出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理

③　野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善すること

（3）　ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。

（4）　万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

（5）　防護柵外周の除草等により、野生イノシシの衛生管理区域への接近を防ぐこと。

（問い合わせ先）
１及び２について
農林水産省　消費・安全局　動物衛生課
野生動物対策班
担　　当：髙木、小笠原
電　　話：０３－６７４４－２１０６

３について
農林水産省　消費・安全局　動物衛生課
防疫指導班
担　　当：小佐々、小川
電　　話：０３－３５０２－８２９２